（立候補の禁止）

第五条　第一条の規定により令和九年四月十一日に行われる選挙（以下この項において「第一統一地方選挙」という。）又は公職選挙法第百十条第四項の規定により第一統一地方選挙と同時に行われる地方公共団体の議会の議員の再選挙若しくは同法第百十三条第三項の規定により第一統一地方選挙と同時に行われる地方公共団体の議会の議員の補欠選挙において公職の候補者となった者は、当該選挙に係る選挙区（選挙区がないときは、選挙の行われる区域。以下この項において同じ。）の全部又は一部を含む区域を区域とする選挙区において、第一条の規定により同月二十五日に行われる選挙（以下この項において「第二統一地方選挙」という。）、同法第百十条第四項の規定により第二統一地方選挙と同時に行われる地方公共団体の議会の議員の再選挙若しくは同法第百十三条第三項の規定により第二統一地方選挙と同時に行われる地方公共団体の議会の議員の補欠選挙又は同法第三十三条の二第二項（同条第七項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定により同日に行われる衆議院議員若しくは参議院議員の再選挙若しくは補欠選挙における公職の候補者となることができない。

2　前項の規定により公職の候補者となることができない者は、公職選挙法第六十八条第一項（第二号に係る部分に限り、同法第四十六条の二第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）及び第三項（第二号に係る部分に限る。）、第八十六条第九項（第三号に係る部分に限る。）、第八十六条の二第七項（第二号に係る部分に限り、同法第八十六条の三第二項において準用する場合を含む。）並びに第八十六条の四第九項の規定の適用については、同法第八十七条第一項の規定により公職の候補者となることができない者とみなす。

（寄附等の禁止期間）

第六条　第一条第一項又は第二項の規定により行われる選挙について、公職選挙法第百九十九条の二及び第百九十九条の五の規定を適用する場合には、同法第百九十九条の二第一項ただし書に規定する期間並びに同法第百九十九条の五第一項ただし書、第二項及び第三項に規定する一定期間とは、同条第四項（第三号に係る部分に限る。）の規定にかかわらず、第一条第一項又は第二項の規定によるそれぞれの選挙の期日前九十日に当たる日から当該選挙の期日までの間とする。

第七条　前条の規定は、次に掲げる市区町村の議会の議員又は長の任期満了による選挙については、適用しない。

一　令和九年三月一日から同月三十日までの間に任期が満了することとなる市区町村の議会の議員又は長の任期満了による選挙

二　令和九年三月三十一日から同年五月三十一日までの間に任期が満了することとなる市区町村の議会の議員の任期満了による選挙（市区町村であって、当該市区町村の議会の議員の任期満了の日前九十一日に当たる日又は同年一月二十四日のいずれか早い日において現に在職する当該市区町村の長の任期満了の日が同年六月一日以後の日であり、かつ、当該任期満了の日前九十日に当たる日から当該任期満了の日の前日までの間に当該市区町村の議会の議員の任期満了の日があるもの（市区町村であって、当該市区町村の議会の議員の任期満了の日前九十一日に当たる日又は同年一月二十四日のいずれか早い日において、当該市区町村の長の任期満了による選挙について第一条第二項後段の規定による告示がなされているものを除く。）の議会の議員の任期満了による選挙に限る。）

三　令和九年三月三十一日から同年五月三十一日までの間に任期が満了することとなる市区町村の長の任期満了による選挙（市区町村であって、当該市区町村の長の任期満了の日前九十一日に当たる日又は同年一月二十四日のいずれか早い日において現に在職する当該市区町村の議会の議員の任期満了の日が同年六月一日以後の日であり、かつ、当該任期満了の日前九十日に当たる日から当該任期満了の日の前日までの間に当該市区町村の長の任期満了の日があるものの長の任期満了による選挙に限る。）

2　前項（第二号に係る部分に限る。）の規定は、都道府県又は指定都市の議会の議員の任期満了による選挙について準用する。この場合において、同号中「同年一月二十四日」とあるのは、「同年一月十日」と読み替えるものとする。

（政令への委任）

第八条　第二条から前条までに定めるもののほか、第一条の規定により行われる選挙に係る公職選挙法その他の法令の規定に関する技術的読替えその他この法律の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

総務大臣　藤井比早之
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　木原　稔

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年十一月十八日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　木原　稔

法律第八十四号

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律

裁判官の報酬等に関する法律（昭和二十三年法律第七十五号）の一部を次のように改正する。

第九条第二項中「単身赴任手当」の下に「及び転居手当」を加える。

第十五条中「百万六千円」を「百三万六千円」に改める。

別表（第二条関係）

区分		報酬月額
最高裁判所長官		二、一五八、〇〇〇円
最高裁判所判事		一、五七四、〇〇〇円
東京高等裁判所長官		一、五一〇、〇〇〇円
その他の高等裁判所長官		一、三九九、〇〇〇円
判事	一号	一、二六一、〇〇〇円
	二号	一、一一〇、〇〇〇円
	三号	一、〇三六、〇〇〇円
	四号	八七八、〇〇〇円
	五号	七五九、〇〇〇円